

原子力発電所の安全確保対策について

高浜、大飯発電所については、これまで安全協定等を締結し、地域協議会において、安全確保説明会を開催してきてきたところである。が、平成29年1月の高浜発電所2号機の大規模な倒壊事故等により、安全意識の徹底を求める厳しい指摘が相次いだ。また、住民説明会では、事故時に円滑な避難ができるのか不安だという声が多く、特に狭い避難路の整備を求める意見が多くを占めた。このほか、東海第二原子力発電所では、再稼働にあたり周辺自治体の了解を必要とする安全協定が締結されたところである。こうした現状を踏まえ、原子力発電所の安全確保対策等について、改めて、下記のとおり申し入れる。

記

1 原子力発電所の安全確保対策の徹底

- ・二重三重に安全対策を講じ、原子力発電所の安全確保に万全を期すこと。
- ・工事計画認可後5年間設置が猶予されている特定重大事故等対処施設を早期に完成すると。底し、事故時の対応能力の強化を図ること。
- ・平常時から訓練を徹底し、事故時の対応能力の強化を図ること。
- ・社員並びに工事関係者の安全意識の徹底を図ること。
- ・これららの安全対策を住民にわかりやすく説明し、理解を得られるよう努めること。

2 安全確保に関する協定の見直し

- ・避難計画の策定が義務づけられているUPZ内の関係自治体の協定については、かねてより法的枠組みの整備を国に求めているところであるが、少なくとも立地自治体に隣接するかどうかで取り扱いに差異がないよう早急に見直すこと。

3 高浜1・2号機の再稼働に係る協議の徹底

- ・40年を超える高浜1・2号機の再稼働については、地域協議会において関係市町との理解が得られるよう徹底した説明を尽くすこと。
- ・特に京都府と舞鶴市については、高浜発電所のPAZを有しており、立地自治体と同等の立場にあることから、その意見を十分尊重して対応すること。

4 住民避難等の環境整備に対する協力

- ・可搬型モニタリングポストの提供、モニタリングカーの配備など緊急時のモニタリングに協力すること。
- ・屋内退避や広域避難に備え、食料・飲料水等の備蓄体制を充実し、緊急時に提供するここと。
- ・避難指示等があった場合には、避難用の車両、ヘリコプター、船舶を提供すること。
- ・安定ヨウ素剤の配付、避難退城時検査、広域避難先の避難所運営に必要な要員を派遣するとともに、放射線防護資機材（サーベイメーター、個人線量計、タイベックスーツなど）を提供すること。
- ・案内表示板の設置など避難経路の施設整備等に対する財政的支援を行うこと。

平成30年5月8日

京都府知事 西脇 隆俊